



廃棄二輪車取扱店 各位

二輪車リサイクルシステムのご案内（よくあるQ&A）について

平素より、「二輪車リサイクルシステム（自主取組）」の運営について、ご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。さて、二輪車リサイクル関連で、コールセンターからの問い合わせや苦情が多い内容について、参考までご案内させていただきます。

なお、二輪車リサイクル関連でご不明な点がある場合には、（一社）全国軽自動車協会連合会（<https://www.zenkeijikyo.or.jp/nirin/>）及び（公財）自動車リサイクル促進センター（<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>）のホームページのご確認、又は二輪車リサイクルコールセンター（050-3000-0727）にお問い合わせ頂きますよう、お願いいたします。

Q 1．二輪車リサイクル料金は、無料で良いのか。

A．二輪車リサイクル料金は、無料です。

但し、お客様から車両を回収する際に掛かる費用、廃棄二輪車を指定引取場所まで移動に掛かる費用については、二輪車リサイクル料金とは別に、お客様に適正な料金を請求することができます。

【二輪車リサイクル販売店マニュアル（P5）】

<https://www.zenkeijikyo.or.jp/zenkei17/zen/wp-content/uploads/2017/11/nirinrecycle-manual201710.pdf>

Q 2．廃棄希望二輪車について、ユーザーの同意を得て中古車として買取することは可能か。

A．二輪車リサイクル管理票に記入しなければ、買取することは可能です。

但し、二輪車リサイクル管理票に記入した車両については、当該製造事業者の所有物となりますので、必ず指定引取場所への持ち込みをお願いします。

【二輪車リサイクル販売店マニュアル（P2～3）】

<https://www.zenkeijikyo.or.jp/zenkei17/zen/wp-content/uploads/2017/11/nirinrecycle-manual201710.pdf>

Q 3．自店販売以外の廃棄希望二輪車が持ち込まれたが、引取り対応しないといけないのか。

A．自ら販売していない二輪車についても「廃二店の役割」として対応をお願いします。

【二輪車リサイクル販売店マニュアル（P5）】

<https://www.zenkeijikyo.or.jp/zenkei17/zen/wp-content/uploads/2017/11/nirinrecycle-manual201710.pdf>

二輪車リサイクルシステム FAQ（良くある質問）のご案内

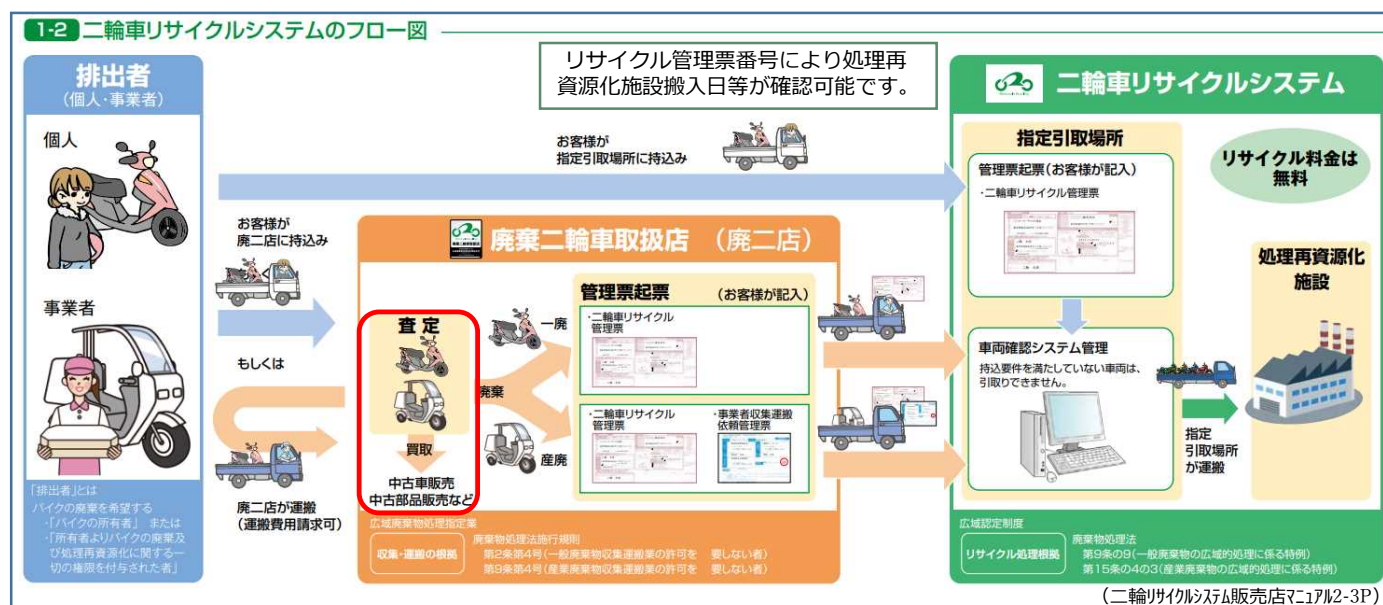
平素より、「二輪車リサイクルシステム（自主取組）」の運営について、ご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。さて、二輪車リサイクル関連で、廃二店様及び廃棄二輪車排出希望者からの、問い合わせや苦情が多い内容について、参考までご案内させていただきます。

その他、二輪車リサイクル関連でご不明な点がある場合には、お客様とのトラブルを回避するため、（一社）全国軽自動車協会連合会（<https://www.zenkeijikyo.or.jp/nirin/>）及び（公財）自動車リサイクル促進センターのホームページのご確認並びに、二輪車リサイクルコールセンター（050-3000-0727）にお問い合わせ頂きますよう、お願いいたします。（<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>）

【FAQ（良くあるご質問）】

Q 1、ユーザーがリサイクル処理をしてほしいとバイクを持ち込んだが、まだ価値がある車両のため、ユーザーの同意を得て中古車として買取することは可能か？（廃二店様より）

A、**可能です**。まだ使える物はリユースをお願いします。尚、リサイクル処理することを約束し、二輪車リサイクル管理票に記入した車両は当該製造事業者の所有物となりますので、**転売・部品取りは厳禁です**。



Q 2、自店販売車以外是对応しないと断られた。買った店以外では対応して貰えないのか？（排出希望者より）

A、自ら販売した二輪車、販売していない二輪車を問わず対応し、**相談を受けてください**。

2-1 使用済み二輪車の引取り相談

廃棄二輪車取扱店は、お客様（排出者）から使用済み二輪車の引取依頼があった場合、自ら販売した二輪車、販売していない二輪車を問わず、相談を受け付けます。

（二輪車リサイクルシステム販売店マニアル5P）

Q 3、リサイクル料金は無料と思っていたが有料と言われた。リサイクル料金は無料ではないのか？

（排出希望者より）

A、**リサイクル料金は、無料です**。但し、廃棄二輪車を指定引取場所まで移動する実費用は、リサイクル料金とは別にお客様に請求できます。

ステップ 2 リサイクルを希望する場合に負担いただく料金の説明

廃棄二輪車のリサイクル料金

廃棄時にリサイクル料金を徴収することはありません。

指定引取場所までの移動に関わる実費用

廃棄二輪車取扱店が、排出者が持ち込んだ廃棄二輪車を指定引取場所まで移動する料金は、自店にて適正な料金（実費）を設定し、請求して下さい。排出者から引取りを依頼された場合も、別途、適正な実費用を請求してください。

（二輪車リサイクルシステム販売店マニアル5P）